

【視察調査報告書】

委 員 会 名	議会運営委員会																															
委 員 名	【委員】 12 名 及び 正副議長 西室 真希委員長、久保井博美副委員長、古里幸太郎委員、九鬼ともみ委員、立川寛之委員、金子亜希子委員、市川克宏委員、小林秀司委員、吉本孝良委員、五間浩委員、小林裕恵委員、石井宏和委員 鈴木玲央議長、美濃部弥生副議長																															
日 程	令和 6 年（2024 年）10 月 21 日（月曜日）～ 23 日(水曜日)																															
詳 細																																
視察日及び視察先	10 月 21 日（月）静岡県静岡市議会																															
視 察 内 容	高校生との意見交換会について																															
概 要	【目的・経緯】 静岡市議会では、高校生に市政や議会、議員に興味・関心を持ってもらうことを目的に、平成 29 年度に当時の議長の発案により、市議会議員と高校生の接する機会を設け、市議会や選挙、身の回りの関心ごとについて話し合う「高校生と議員との意見交換会」を開始した。令和 6 年度（2024 年度）で 8 年目を迎える。意見交換を通して、参加する高校生には市議会の姿勢、選挙に興味をもってもらい、議員には、静岡市の将来を担う若者の生の声を聞いてもらい、それを市政に反映していくため実施している。選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、高校生世代の政治参加がこれまで以上に期待されたということを踏まえ、対象を高校生としている。																															
	【運営】 意見交換会の運営にあたり、議会事務局では、参加校の募集をはじめ、参加校との日程及び会場の決定、事前・事後アンケートの実施などを担っている。議員は、事前アンケートの結果を踏まえ、グループディスカッションの際に、高校生の話を引き出せるよう生徒の興味・関心の把握や情報収集を行っている。開催経費は予算措置しておらず、直営で行っている。																															
	例年 4 月～5 月に、議会事務局において参加校を募集し、実施校を決定する。 <table><tr><td>実施年度</td><td>参加校</td><td>参加生徒数</td><td>参加議員数</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>2 校</td><td>39 人</td><td>12 人</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>5 校</td><td>122 人</td><td>34 人</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>4 校</td><td>63 人</td><td>24 人</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>3 校</td><td>56 人</td><td>18 人</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>5 校</td><td>77 人</td><td>28 人</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>6 校</td><td>106 人</td><td>36 人</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>6 校</td><td>106 人</td><td>36 人</td></tr></table>	実施年度	参加校	参加生徒数	参加議員数	平成 29 年度	2 校	39 人	12 人	平成 30 年度	5 校	122 人	34 人	令和元年度	4 校	63 人	24 人	令和 2 年度	3 校	56 人	18 人	令和 3 年度	5 校	77 人	28 人	令和 4 年度	6 校	106 人	36 人	令和 5 年度	6 校	106 人
実施年度	参加校	参加生徒数	参加議員数																													
平成 29 年度	2 校	39 人	12 人																													
平成 30 年度	5 校	122 人	34 人																													
令和元年度	4 校	63 人	24 人																													
令和 2 年度	3 校	56 人	18 人																													
令和 3 年度	5 校	77 人	28 人																													
令和 4 年度	6 校	106 人	36 人																													
令和 5 年度	6 校	106 人	36 人																													

6月には、各会派宛てに参加議員の選出依頼を行っている。令和5年度は、一校当たり6名の議員が参加している（選出は、各会派に一任）。

話し合うテーマについては、活発な意見交換ができるよう、6月下旬には参加生徒への事前アンケートを実施し、生徒の興味・関心を把握したうえで学校と決定している。

会場については、静岡市議会で実施する場合もあれば、学校で実施する場合もある。（令和5年度は4校が学校で実施）

意見交換会の当日は、議長の挨拶のあと、参加議員の紹介を行い、グループディスカッションを中心に進めている。6名の議員を2人組、3グループに分けて、高校生とディスカッションを行う。回数は30分を目安として、議員がローテーションしながら3回実施する。進行は、原則、議員が行うが、学校からの希望により生徒が行う場合もある。

7月～12月にかけて、意見交換会は実施される。終了後は、参加生徒、参加議員に対し、事後アンケートを実施する。

【成果】

事後アンケートを見ると、満足度について、参加生徒からは「静岡市について考える良い機会となった」「議員は思ったよりも優しくて話しやすく楽しかった」など、92%の生徒は、「満足」あるいは「やや満足」と回答している。

また、議員についても「生徒たちの意見が新鮮で、良い刺激や気づきがあった」などの意見があり、双方にとって有意義な事業であったことが伺える。

一方、「1つのグループとじっくり話すのもよいのでは」「1つのテーマの議論を深めたい」などの意見も複数あり、運営方法について検討の余地があることが挙げられた。

また、議会・議員に対する関心度については、96%の生徒が「関心が高まった」あるいは「やや関心が高まった」と回答している。生徒からは、「市議会議員が、まちをもっとよくしたいという姿勢を感じ、イメージが変わった」「政治や政治家という職業を身近に感じ、興味をもつことができた」などの意見があった。

【課題や今後の方向性】

意見交換会での意見の取扱いについて、現在は、市執行部に伝えていく仕組みがなく、議員の個人レベルでの施策提案などに生かされている状況である。

その他の課題として、会期中以外での開催となるため、開催可能日が限られており、学校のカリキュラムとの日程調整が難しいことが挙げられていた。また、コロナ禍などに対応していくため、オンラインでも実施できる体制を検討していくことが課題として挙げられた。

今後の展望としては、学校側（生徒）も議員も好評の事業であることから、大きく変えていくことは考えておらず、引き続き、意見交換会を通し、高校生が市政や議会、議員に興味・関心を持つこと、若年層の投票率を向上させていくことを目指していきたいと説明があった。

委員長所感 (意見・課題・本市 への反映など)	議会運営委員会の視察初日は、静岡市議会 における「高校生との意見交換会」の取組を視察した。毎年5～6校を募集し、議員を交えグループディスカッションを行っている。 選挙権が18歳に引き下がり、主権者教育の重要性が高まる中、主権者教育の推進を図るべく、8年前から始められており、仕組みが既に出来上がっていた。八王子市議会も議会報告会を初めての試みで、中学生に向け、事前に生徒に向けどのような進め方、伝え方が良いか等、細かな注意点や、取組に対しての課題や成果等を伺うことが出来た。 これまで、八王子市の議会報告会では、報告会についての質問はできるが、意見の交換が行われておらず、一方通行の会であったが、これから重要視される若者の意見の広聴機能等、充実させる良い取組であり、今後八王子市議会が、開かれた議会を推進するにあたり、好事例を視察できたと考えている。 この取り組みを通して、投票率向上に結び付くような、好事例として八王子市でも定期的に取り組んでいきたい。
主 な 質 疑	【問】意見交換会の対象を高校生とした場合、行動変容として、投票率の向上がアウトカムになると考える。10代、20代などの年代別の投票率のデータは収集しているのか。 【答】データは収集していない。ただし、選挙管理委員会からは、議会事務局や教育委員会に呼びかけがあり、投票率向上に向け、一緒に何らかの取組をしていこうという話はある。今後は、このようなデータを取り入れていかなければならないと考えている。 【問】学校を会場とする場合と、議会を会場とする場合の生徒の反応の違いなどはあるか。 【答】議会事務局としては、議会を会場にした方が議場も見学できるので、生徒には良い影響があると考えている。ただし、生徒としては、慣れ親しんだ学校で行った方が緊張しないという意見もある。 【問】意見交換会の他に、議会報告会を行っているのか。 【答】静岡市議会では、議会活動の報告を書面でホームページに公開しており、対面による議会報告会は実施していない。 【問】議会事務局の職員は何名体制で意見交換会の担当をしているのか。 【答】基本的に、調査法制課の正規職員が1名で、学校との調整などを行っているが、当日の運営は、副担当の職員が付いている。

視察の様子



視察日及び視察先	10月22日（火） 愛知県豊橋市																						
視 察 内 容	・ 反問権、反論権の導入について ・ オンライン委員会について ・ YouTube 配信について																						
概 要	<反問権、反論権の導入について> 【経緯】 豊橋市議会では、議会審議の充実、活性化の観点から、平成25年3月制定の「豊橋市議会基本条例」において、「市長等に対し、議員の発言の趣旨に対する確認の機会を付与することができる」ことを明文化した。地方自治法に定められたものではないが、議会基本条例等において規定する議会が増加している。※580市／815市（71.1%）：全国市議会議長会調査（R4.12.31時点） 令和5年度には、議会改革の一つとして、2会派から反問権の拡大について提案があり、議会運営委員会の理事会に委任され、5回の協議・合意のうえ、議会運営委員会において決定された。その際、特に市執行部に対して調整は行っておらず、必要に応じて総務部長に情報提供したほか、市長、副市長、部局長に説明している。 ◎協議にあたっての論点整理 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>拡大の範囲</td><td> ①質問・質疑の背景や根拠 ②質問・質疑者の考え方 ③質問・質疑者への代替案の提示要求 ④質問・質疑者への逆質問 ⑤質問・質疑者への反論 </td></tr> <tr> <td>2</td><td>議員提出議案等への適用</td><td>議員提出議案等に係る質問・質疑への反問を可とする</td></tr> <tr> <td>3</td><td>時間等の取扱い</td><td> ①質問、質疑の時間に含めるが、反論の場合は、質問、質疑の終了時においては、議長等の判断により反論の終了まで続行することができる ②反問・反論の回数を1質問につき1回に限定 ③反論しながら、併せて反問もすることは不可 </td></tr> <tr> <td>4</td><td>行使対象</td><td> ○反問について：既存の趣旨確認に加え、背景・根拠・考え方を追加 ○反論について：明らかな事実誤認等に対する反論について議長又は委員長の判断で許可 </td></tr> <tr> <td>5</td><td>行使時期</td><td> ○一括質問：質問・質疑終了後 ○一問一答：その都度 </td></tr> <tr> <td>6</td><td>議員の答弁義務</td><td>申し合わせ等として規定はしない。なお、反論の実施者については限定しない（市執行部の判断）</td></tr> </tbody> </table> ※ このうち、1の拡大の範囲③と④については、さらなる協議が必要であると、申し送りとなった。			課題	対応	1	拡大の範囲	①質問・質疑の背景や根拠 ②質問・質疑者の考え方 ③質問・質疑者への代替案の提示要求 ④質問・質疑者への逆質問 ⑤質問・質疑者への反論	2	議員提出議案等への適用	議員提出議案等に係る質問・質疑への反問を可とする	3	時間等の取扱い	①質問、質疑の時間に含めるが、反論の場合は、質問、質疑の終了時においては、議長等の判断により反論の終了まで続行することができる ②反問・反論の回数を1質問につき1回に限定 ③反論しながら、併せて反問もすることは不可	4	行使対象	○反問について：既存の趣旨確認に加え、背景・根拠・考え方を追加 ○反論について：明らかな事実誤認等に対する反論について議長又は委員長の判断で許可	5	行使時期	○一括質問：質問・質疑終了後 ○一問一答：その都度	6	議員の答弁義務	申し合わせ等として規定はしない。なお、反論の実施者については限定しない（市執行部の判断）
	課題	対応																					
1	拡大の範囲	①質問・質疑の背景や根拠 ②質問・質疑者の考え方 ③質問・質疑者への代替案の提示要求 ④質問・質疑者への逆質問 ⑤質問・質疑者への反論																					
2	議員提出議案等への適用	議員提出議案等に係る質問・質疑への反問を可とする																					
3	時間等の取扱い	①質問、質疑の時間に含めるが、反論の場合は、質問、質疑の終了時においては、議長等の判断により反論の終了まで続行することができる ②反問・反論の回数を1質問につき1回に限定 ③反論しながら、併せて反問もすることは不可																					
4	行使対象	○反問について：既存の趣旨確認に加え、背景・根拠・考え方を追加 ○反論について：明らかな事実誤認等に対する反論について議長又は委員長の判断で許可																					
5	行使時期	○一括質問：質問・質疑終了後 ○一問一答：その都度																					
6	議員の答弁義務	申し合わせ等として規定はしない。なお、反論の実施者については限定しない（市執行部の判断）																					

【導入のメリット・デメリット】

議会において、確かなる事実に基づかず、断定的、一方的な表現により、一般質問がされる場合がある。これに対して、執行部側が反問・反論を行うことで、傍聴又は視聴されている市民にとって、両者の主張が明らかになり、論点等が明確となる。

一方、賛否が分かれる議案が提出された場合、議員から様々な質問・質疑がなされることから、反問権・反論権を行使するケースが増え、結果的に感情的な対立を生み、議会基本条例の目的を逸脱するおそれがある。

<オンライン委員会について>

【経緯】

令和2年度に、議会運営委員会及び理事会において、検討を開始したが、国や他市の状況を踏まえ、時間をかけた協議が必要であり、改めて提案することとして継続検討課題とされた。

令和4年度に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、患者数が急増したことから、委員会条例の改正案が提案された。条例の改正にあたっては、標準委員会条例に合わせ、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」において対応できるよう見直しを図った。

ただし、全面的にオンラインによる委員会開催は困難であるため、まずは限定的に調査研究に限って、オンライン開催することを検討し、将来的には拡大の余地を残しつつ、「オンラインによる調査研究のための委員会開催に関する実施要領」において、WEB会議の方法や出席・欠席の取扱、表決の方法などの具体的な運用規定を明記した。

【課題】

オンライン委員会は、議員の発言機会の確保という点では目的を達成しているが、技術的な問題点は残っている。これまでも、YouTubeとZoomをマイクシステムに繋いだことにより、YouTubeの音声、委員会室に流れる事象、Zoomの音声、事務局の端末を繋いだプロジェクターから出力できない事象、Zoomの音声、録音できない事象などが発生しており、YouTubeでのインターネット配信とZoomの安定稼働のための環境整備が課題と考えている。

<YouTube配信について>

【経緯】

豊橋市議会では、本会議の中継について、平成14年3月より、ケーブルテレビの中継を開始した。その後、平成23年6月より、豊橋ケーブルネットワーク（株）に業務委託で、インターネット中継を開始した。

委員会におけるインターネット中継については、議会改革の検討項目として挙げられていたため、平成27年度から、議会運営委員会で、調査・研究を始め、協議の末、平成29年9月より、ライブ中継及び録画配信を開始している。

	【運用】 配信にあたっては、コストの最適化を考慮し、委員（議員）の映像を固定のWEB カメラで撮影している。議会事務局職員が、撮影、編集、配信までを行っている。なお、中継対象の委員会、予算特別委員会、決算特別委員会、常任委員会、調査特別委員会としている。 導入経費については、初期費用として、LAN 配管工事、インターネット光回線新設工事、機器購入費（カメラやパソコン）など 914,328 円。ランニングコストは、月々6,674 円を要していた。 【課題】 導入に伴う成果としては、マルチデバイスで視聴が可能となったことから、市民からは評価されていることが挙げられていた。また、職員にとっても委員会の状況が確認できるため、メリットがあることが挙げられていた。 改善点としては、画質が悪く映像から議員が判別しにくい、定点カメラからの映像のため、動きが少なく単調、ネットワーク速度が遅く、動画が不安定であること、配信トラブルがあった際の対応など、事務局職員の業務負担が大きいことが挙げられていた。
委員長所感 (意見・課題・本市 への反映など)	豊橋市議会では、議員の質問に対して、市の職員側の反問・反論権をはじめ、オンライン委員会、YouTube 配信について視察を行った。 八王子市と同じ中核市 62 市の中で、反問・反論権を与えているところは少なく、豊橋市議会は平成 25 年から試験的にスタートしていた。議員の思い込みや、勘違いで一方的な質問に対してきちんと反論できる権利を持たせると言うことは、論点や争点をより明確に出来るので、とても有効であると考え。 八王子市議会でも取り入れるべきと感じた。前向きに推進していきたいと考える。 また、感染症の蔓延や大規模な災害が発生した場合の対応として、オンラインによる、調査研究のための委員会開催ができるよう、委員会の条例改正と実施要領を定めていた。全ての委員会をオンラインで開催する事は困難であるため、試験的に調査研究について開催し、今後拡大予定であると伺った。必要性を感じ八王子市議会でも、実際に市議会協議会をオンラインで開催したところであり、開催についての課題が明確になった。有事の際にオンライン会議は必要不可欠であるため、具体的な事例を伺う事ができた。 YouTube 配信についても学ばせていただいた。開かれた議会を目指し、市議会の様子を YouTube で配信していた。登録者数や、再生回数があまり伸びておらず、課題を抱えている様子であったが、委員会の様子や議会の様子を包み隠す事なく、定点カメラで撮り、議会事務局が編集して、アップされていた。開かれた議会という点に関しては、有効かもしれないが、定点カメラの動画のため、動きが少なく、時間も長いため、届けたい方に届いているかという点とまだ、成果は出ていないのではないかと感じた。まず八王子市議会では、今の発信の仕方に加え、画像や音声のクオリティを上げるなど技術的な改善が必要であるため、少しずつ進めていきたい。

主 な 質 疑

<反問権・反論権について>

【問】反問権・反論権の導入によって、議員の質的な変化と市側の意識の変化があったら教えてほしい。

【答】反問・反論される議員は、とても想いがあって質問をされる方が多い。反問・反論されたからといって、本人の主張を変えろとか、諦めるということではなく、あまり気にしていないと考えている。一方、市側としては、一方的な主張があった場合、内容の補足的な確認ができるようになったことから、しっかりとした答弁ができるようになったと考えている。

【問】反問権・反論権の導入にあたっては、賛成される会派と反対される会派があったと思うが、どうやって折り合いをつけたのか。

【答】議会運営委員会の理事会において議論する中で、導入の方向性について大きな反対の意見はなかった。ただし、具体的な運用の部分で相違があったので、申し合わせの中で整理する必要がある。

【問】反問・反論した部分は議事録に掲載されるのか。

【答】反問・反論した内容も全て議事録に掲載される。

【問】豊橋市議会では、一般質問や代表質疑など、一人あたりの時間は決まっているか。また、反問・反論があった場合、時間の取扱いはどうなるのか。

【答】一般質問については 60 分、予算・決算の特別委員会では、款ごとに 30 分と制限している。反問・反論も質問・質疑の中に含まれるということで整理している。

【問】豊橋市議会では、議会運営委員会は交渉会派の所属議員と記載されているが、例えば無所属で一人といった方は議会運営委員会には入っていないということではよろしいか。

【答】入っていない。

<オンライン委員会について>

【問】次の YouTube 配信にも関わるが、デジタル化をはじめ、議会として何かやりたいことがあると議会費の予算が必要となってくる。その際、どうやって市側と交渉してきたのか。

【答】予算については、豊橋市においても厳しい状況にある。市長や副市長に説明する機会があるので、改善点も含め、その効果を説明し、方向性を確認いただき、予算をつけてもらっている。

<YouTube 配信について>

【問】民間企業が提供しているサービスには、内容が急遽変更してしまうリスクや映像が乱れるといった事態にユーザーが対処できない不安定さなどがあると認識しているが、今後も使用していくという方向性ではよろしいか。

【答】以前、Ustream を使用していた際もサービスが終了してしまったというケースがあったので、当然そのようなリスクはあるものと考えている。ただし、YouTube

配信は、コスト面を優先して導入しており、導入後7年を経過しているが、リスクよりもメリットの方が大きいと考えている。

【問】インターネット中継に関して、公式の市議会の記録ではないということですが、例えば、聴覚に障害がある方が視聴されている場合もあると思うが、字幕機能が上手く機能していなくて、正しい文字が表示されないなど、情報保障的なものをどのように考えているのか。

【答】字幕機能は YouTube の機能であるので、事務局で何か対応しているということはない。正式な記録は、議事録や会議録となるので、映像と合わせて、議事録等を確認していただきたいと考えている。

視察の様子



視察日及び視察先	10月22日（火） 愛知県大府市
視 察 内 容	・ 議会運営委員会における反省会の取組 ・ 調査活動報告書の作成の取組 ・ 議会運営委員会と議会広報委員会の役割分担について
概 要	<議会運営委員会における反省会の取組> 大府市議会では、平成18年9月に決算審査の方法について見直しを行う「決算審査反省会」を実施している。また、平成25年3月には、一般質問における「一問一答方式」の導入に伴い、「一般質問の振り返り」、平成27年3月には、当初予算審査の方法について見直しを行う「当初予算審査反省会」を実施していた。はじめから大々的に「反省会」を設けたということではなく、新たな取組を行った際に、「反省会」を設けるということが慣例となっている。なお、反省会の出席者については、例えば、「決算審査反省会」で言うと、正副議長、議会運営委員会の正副委員長、常任委員会の正副委員長となっている。全議員に対し、会派等の単位で反省事項をとりまとめ、提出するよう依頼し、提出された反省事項をもとに、次年度の運用や改善策等について、協議を行っている。令和元年5月に改選があり、協議を行った結果、決算・予算、一般質問だけでなく、定例会全体の振り返りが必要ではないかという意見があり、議会運営委員会における反省会に取り組んでいた。開催時期は、定例会終了後1週間以内とし、あらかじめ日程を決めている。 これまでの反省会では、①議長・委員長の議事整理、②一般質問・議案質疑の在り方や質問内容の工夫、③一般質問におけるパネル（図表）の使用の在り方、④コロナ禍における議会運営、⑤一般質問の持ち時間の見直し（見送り）⑥決算審査・当初予算審査の方法などについて、振り返りを行っていた。 反省事項や課題について、意見がわかれ、結論がでない場合もあり、次の反省会に持ち越されるものもあった。 反省会の記録については、議会事務局で要点をまとめ、議事録を議員用のグループウェアに掲載することで周知していた。 <議会運営委員会における調査活動報告書の作成の取組> 大府市議会では、平成25年度より、常任委員会において所管事務の中から年間の調査研究テーマを設定して、1年間の任期のうちに、市内関係団体との情報交換会や先進地視察を経て、市政への提言を含めた調査研究結果報告書を作成する取組を行っている。 報告書は、「委員意見交換会」において協議・調整を行ったうえで、委員会で議決し、委員会の任期満了前に本会議で報告。その後、市長に送付している。 このような常任委員会の取組を踏まえ、議会運営委員会においても、議会の運営や議長からの諮問事項に関し、調査研究、意見交換会を行い、「委員会活動のまとめ」として取りまとめを行っている。 常任委員会と異なる点は、調査研究結果の報告は、本会議ではなく、全員協議会で行っている。また、報告は、議会内の引継ぎ的な形とし、「提言事項」として市長に送付していない。有識者等を講師として研修会を開催した実績はあ

	るが、市内関係団体との情報交換会は開催した実績はない。 視察以外は、正副議長も出席していることから、スケジュール調整に最も苦慮している。また、他の議員も常任委員会のテーマ活動があり、かつ各会派の政務活動があることから、日程調整が難しいことが課題として挙げられていた。 <議会運営委員会と議会広報委員会の役割分担について> 大府市議会では、議会運営委員会とは別に、議会広報委員会を設置している。議会広報委員会では、主に議会だよりの発行を行っている。発行は、年４回、印刷部数は４万部弱となっている。 設置した経緯については、平成３年の地方自治法の改正により、議会広報委員会を正式な委員会と位置づけ、委員の定数は８人以内となっており、会派の所属人数に応じて選出している。任期は１年である。市議会会議規則において、「協議等の場」として位置付けている。所掌事務としては、議会だよりに関するもののほか、議会のウェブサイトに関すること、その他議会の広報に関すること、さらには、市内にある１０の自治区（自治会の集合体）に対する議会開催案内の持参、市公式 SNS（LINE）を活用した情報発信など、傍聴者の増加に向けた取組について協議している。 議会運営委員会と議会広報委員会の所掌事務を明確に区別はできず、協議すべき案件の量に応じて、役割分担をしながら取り組んでいる状況である。なお、広聴に関することが曖昧であり、両委員会で検討している状況である。近年は、会派の役職者が議会運営委員に、若手議員が議会報告委員になることが多い傾向にある。 このほか、議会広報委員会主導で、傍聴者向けのアンケートを実施しており、市民に開かれた議会の実現に向け取り組んでいる。アンケートの集計結果は、全議員に周知するとともに、アンケート結果を踏まえた協議を行っている。
委員長所感 (意見・課題・本市への反映など)	大府市議会では、年４回行われている定例会ごとに実施している反省会について視察した。議会中に起こる様々な問題点について、細かいところまで議会終了後すぐに、各会派で話し合い、反省会で共有し、次の議会に繋げていた。 八王子市議会では、会派代表者会で問題点を話し合うことが多いが、スムーズな議会運営をするにあたり、他の自治体の取組を教えていただき、取り入れられる取組に関しては積極的に取り入れていきたい。 調査活動報告書について、大府市議会では議会運営委員会と、議会広報委員会と仕事を分けており、仕事の差別化がなされ、より活動しやすくなっていた。大府市議会では自分の一般質問の内容を指定された文字数で、質問から答弁まで編集し、質問した議員本人が要点をまとめるため、質問中の一番伝えたかった事を伝えやすくなっていた。その他、傍聴に関してアンケート調査をとったり、市議会に対する意見に関しても取りまとめており、議員自ら、主体的に動いている印象を受けた。 SNS の発信について、八王子市議会でも意見も出ているが、大府市議会では投稿がマンネリ化する可能性があるため、議会用のアカウントはなく、市

	の公式 LINE からの情報提供をされていると伺った。八王子市議会でも、できることから、市議会の動きを今以上に発信していきたいと感じた。
主 な 質 疑	【問】各常任委員会の報告は、1 年と大変短いが、会期中の委員会や閉会中の委員会以外にも集まって、委員間協議などを行っているのか。 【答】適宜集まらないと 1 年では報告書の作成は難しい。議会運営委員会においても同様であり、1 ヶ月に 1 回、最終的には 2 週間に 1 回集まって協議している。 【問】期間を 1 年とした理由は。 【答】大府市議会では、かつて 4 つの常任委員会があった。特に 1 期生については、4 年の任期のうち、全ての常任委員会を経験しようということから 1 年とした経緯がある。 【問】他の常任委員会の委員の意見を聞くとあるが、具体的はどういうことか。 【答】11 月に中間報告会を実施しているが、それぞれの委員会だけでは気づかない点もあるので、他の常任委員会の委員からも意見を聞く場を設定している。 【問】八王子市議会の場合、所管事務調査に係る一般質問や委員会の中では触れないということになっているが、大府市議会ではどのように取り扱っているか。 【答】始めた頃はルールがなく、質問をして、調査が終わる前に、答えが出てしまったケースがあった。現在は、特に明文化されていないが、所管事務調査に係る質問はしないよう配慮するということになっている。しかし、守られない場合もあるので、それが反省会においてテーマになったこともある。
視察の様子	
 	

視察日及び視察先	10月23日（水） 愛知県岩倉市
視 察 内 容	・ふれあいトーク、議会サポーター制度について ・市議会BCP策定について
概 要	<ふれあいトーク・議会サポーター制度> 岩倉市議会では、平成23年3月に議会基本条例が可決され、平成23年5月からは、全議員15人で構成する議会改革特別委員会を設置した。同市議会では、議会基本条例の中に、「ふれあいトーク」や「議会サポーター制度」についても記載しており、それぞれ実施要綱を作成し、取組を進めている。 「ふれあいトーク」は、市議会として審議の結果等を市民に対して報告するとともに、市政全般にわたる市民の意見を把握する議会報告会と、各種団体から現状及び課題を聴取し、その意見や要望を議員活動等に反映する意見交換会を実施している。 議会報告会は、年2回実施。1回目は、決算審議が終了した10月に実施し、決算について報告をしている。2回目は、2月に実施し、次年度の予算案について、新規事業等を報告し、市民から意見を出してもらっている。報告会の運営にあたっては、出来る限り議員で行うよう取り組んでいるが、議事録の作成等は、議会事務局が担っている。 意見交換会は、商工会や農業委員会、かつてはPTAとも実施した実績がある。小学生や中学生とも意見交換をしたいという提案もあり、学校側の協力のもと、授業の中で小学生や中学生と触れ合う機会を設けている。 議会サポーター制度については、議会運営に関して意見をもらいたいということで平成30年度から募集を開始している。5月に、年齢別500名程度を無作為に選定し、手紙を郵送している。平成30年度は22人、直近の令和5年度は24人が議会サポーターとなっている。役割としては、会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書で提出すること、市議会だよりやホームページに関する意見を文書で提出すること、議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること、議員との意見交換会に参加することをお願いしている。メリットとしては、若い方にも募集の手紙が届くことから、議会について全く知らなかった方にも、興味や関心を持ってもらえることであると考えている。 <議会BCPの策定について> 平成23年度に議会基本条例を策定し、第7章に「災害時の対応」という項目を明記している。これに伴い、その翌年には、「災害発生時の活動要綱」を策定している。岩倉市の災害対策本部に協力するため、議員個人では動かずに、議会として災害対策支援本部をつくるというのが基本的な考え方であった。その後、市側でも災害に備え、BCPを策定する動きがあり、機運が高まったことから、令和3年度に議会BCPを策定した。現在は、各地で災害が起こる中、様々な点を加味する必要があることから、議会基本条例第7章「災害時の対応」や「議会BCP」について、見直し作業を行っている。見直しにあたっては、

	策定メンバーのチームを作り行っている。課題としては、災害が起きたときの情報伝達手段が非常に困難であり、現在は、災害用伝言ダイヤルを活用しようと考えていた。また、それに伴い訓練も実施しているが、定期的に実施していくことが必要であるとの説明があった。
委員長所感 (意見・課題・本市への反映など)	岩倉市議会では、議会基本条例のもと議会サポーター制度や、ふれあいトークを実施しており地域問題研究所と連携をして、市議会見学ランチツアーを開催したり、小学生との意見交換会を開催したりと市民に開かれた議会を目指し、精力的に活動していた。 様々な取り組みの中で、議員が個人で活動するのではなく、地域問題研究所という民間団体が間に入り、コーディネートし、議会として活動しており、市議会を身近に感じ直接意見を伝えられる、良い機会となっていた。そして、議会サポーターは、毎年無作為抽出で依頼し議会の傍聴をしていただき、意見をもらったり、ふれあいトークの際お手伝いいただいたりと、議会サポーター運用要項に基づき活動していた。市議会の公開討論会や議場への傍聴等、議会や議員をチェックする機能として、時には間に入り助ける役として活動している。なかなか無い取組だが、議会運営を市民の方と共に進めているので、開かれた議会が実現できていると考える。 細やかな意思の疎通も必要で、大変な部分もあるが、定期的に議会の傍聴に、市内の各種団体の方にお声がけをし、来ていただくなど、八王子モデルを作ってみたいと感じた。 そして、テーマはもう1つ災害や新型コロナのような、感染症の蔓延等に対応するため、議会BCP(Business Continuity Plan)を策定し、万一の事態に備えて議会对応をどう遂行していくのか明確に定めていた。現在は、様々な先行して推進してきた自治体のマニュアルを継ぎ足し、継ぎ足して完成させたものを見直しており、ブラッシュアップをしているところであった。実際の災害時訓練は、まだ災害伝言ダイヤルを実際に使い、議員の招集を試みたが、実際にうまく使える方は少なく、「実際にやってみる」と言うことの重要性を痛感されていた。 八王子市議会では、全議員協議会を一度オンラインで開催をして、有事の際にタブレットを使い、議会運営ができるかの試行を行ったところであるが、今後八王子市議会では緊急時の対応が定められていないため、策定すべきと感じた。
主 な 質 疑	<議会サポーター制度について> 【問】実施要綱の中に、議会サポーターとしての役割が明記されているが、回数などの指定はあるのか。 【答】回数の指定はない。ただし、一回も参加していない方に謝礼を支払ってよいのかという指摘があり、課題と考えている。 【問】500人程度を無作為に抽出して、募集の手紙を送っているが、例えば若い方にもっと関心をもらうために、意図的に若い人に送付するという考えはないか。

【答】現在は、人口の年齢割合に応じて郵送しているが、若い方をもっと集めた方がよいのではないかという意見をいただいております、検討するという事で整理している。

【問】本事業を実施していく中での、手応えや負担をどのように捉えているか。

【答】議会への興味・関心は高まっていると感じているが、投票率の向上に繋がっていない。また、サポーターから様々なご意見をいただくので、その回答を考える負担はある。特に、事務局の職員数が少ないため非常に負担になっている。

<意見交換会について>

【問】意見交換会において、市民や団体から出された意見はどのように取り扱っているのか。

【答】予算審議の際、常任委員会の委員長が、市民からの意見として直接執行機関に質問している。

【問】議員によっては、主義主張が異なるので、市民からの意見に回答していく場合、どういう形で答えていくのか。

【答】基本的には、議会において、どのような議論で話し合われてきたのかを中心に回答していくため、自分の主張を話すことはないが、賛否が分かれる議案については、賛成の意見、反対の意見の両方を話すようバランスをとっている。

【問】議会改革においては若い方の目線が重要である。小学生と対話するにあたり、気を付けている点、何を発信していくのかご教示願いたい。

【答】特に決めごとはない。子どもたちの意見を汲み取る形で進めている。小学生が社会科を勉強する中で、議会について知りたい、議員にはどうしたらなるんだろう、議員はどんな人柄なんだろうなど、素朴な質問が多い。

<議会BCPの策定について>

【問】BCPは計画作成のほか、実行性を担保していく必要があると考えるが、そのために、図上訓練などシミュレーションするなどの取組事例はあるか。

【答】これまで訓練は行っていないが、災害伝言ダイヤルを使って、「集合してください」というメッセージを流し、それを確認した議員が庁舎に集合するという取り組みは、年に数回行っている。

【問】先ほど、BCPの見直しを検討していると説明がありましたが、今後どのような要素を入れていきたいのか、その方向性をお伺いしたい。

【答】情報伝達手段が大きな課題であると考えている。実際に災害が発生した時に、何ができるのかを研究しながら見直しを行いたい。

視察の様子

